



協働のまちづくりと 人権尊重

協働とはなんだろう？

みなさんも「協働」という言葉を聞いたことがあると思います。最近では、広く日常的に使われるようになりましたが、本来どのような意味をもつのでしょうか。

市では、平成17年に「竹原市協働のまちづくり推進プラン」(以下「プラン」という)を策定しました。その中で「協働」とは、「住民や市民活動団体と行政がパートナーシップを築きながら、共通の目的のために、それぞれの得意分野を活かして、ともに知恵や汗を出し合いながら力を合わせて活動すること」と定義し

て、協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

協働を進めていくためには

協働の取組を進めるにあたっては、次の5つの原則があります。

①お互いが対等な立場で合意形成し、それぞれの役割に応じた義務と責任を果たす「対等の原則」

②お互いの自主性を尊重し、自立した存在として協力する「自主性尊重の原則」

③お互いの特性を理解し合い、尊重し、協力する「相互理解の原則」

④お互いに目的を達成しようという気持ちを共有し、合意形成を図りながら取り組む「目的共有の原則」

⑤公平・公正であると同時に透明性を確保し、積極的に情報公開を行う「透明性の原則」

協働を進めていくためには、これらの5原則を踏まえ、みんなが対等であるということとを前提として、一人ひとりの特性や個性を、お互いに理解し、尊重しながら、目的を共有して物事を決めて実行することが大切です。

なぜ、協働のまちづくり

が必要なの？

協働のまちづくりが求められるようになった背景には、ライフスタイルや価値観の多様化により、行政だけでは多様なニーズに対応することが難しくなってきたこと、少子高齢化や環境問題など喫緊の課題への対応、住民自らが地域のまちづくりに参加する意識の高まりなどがあります。

竹原市の協働の

まちづくりの取組みは

市では、「プラン」の方針の一つとして「新たな地域コミュニティの充実」を重点目標に掲げ、住民自治組織(自治会などの地縁団体が連携・協力するネットワーク組織)の設立や活動の支援を行っています。現在、市内16地区で組織が設立され、地域の課題解決や将来像の実現に向け、住民と行政が一緒になり、まちづくりに取り組んでいます。

安心して暮らせる

まちづくりに向けて

地域のことを一番よく知っているのは、住民のみなさんです。

人にはそれぞれに個性があり、得意分野や不得意分野があります。

まちづくりは、一部の人ではなく、地域に住むみなさんが共に知恵と汗を出し合いながら取り組むことで、安心して暮らせるまちづくりにつながります。

住民のみなさんが、お互いに理解し、役割分担をしながら協働によるまちづくりを進め、安心して暮らせる住みよい竹原市をつくりましょう。

全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力やストーカーなど、女性をめぐる人権問題解決の援助をするため、専門電話相談を常時開設しています。

11月17日(月)から11月23日(日)を全国一斉強化週間とし、相談時間を延長します。

電話相談

0570-070-810

相談時間

8時30分～19時

※土・日曜日は

10時～17時

実施機関

広島法務局

広島県人権擁護委員連合会

